

2026年7月10日版

医療用マスク、一般用マスクの JIS適合審査 Q&A集

※最終ページに索引があります。

2026年 7月10日更新
(一社)日本衛生材料工業連合会

Q1. 一般用マスクの捕集効率が医療用クラスⅢの性能を有しているときは、欄外等にクラスⅢ 相当と表記して良いですか？
(2022.7.12)

A: 医療用マスクと一般用マスクの機能併記はできないため不可です。

例) 下記記載はできません。

一般用にクラスⅢ相当と記載する。

一般用に防塵マスクやN95マスク、感染対策用マスク相当と記載する。

医療用に防塵マスクやN95マスク、感染対策用マスク相当と記載する。

Q2. 同じ製品で医療用と一般用の両規格を取得し、別々のパッケージで販売する事は可能ですか？
(2022.7.12)

A: 個別に申請し各適合番号を取得すれば、別々のパッケージで販売することは可能です。

Q3. 審査機関であるカケンテストセンターにてJIS各種試験を行った場合、申請時にデータを添付せずとも試験データを参照してもらえますか？ (2022.7.12)

**A: 試験部門と審査部門が異なるため対応できません。
試験データを添付し申請してください。**

Q4. 申請後に試験を実施してもらえますか？ (2022.7.12)

**A: 実施できません。
申請前に各試験を実施し、試験データを添付の上申請してください。**

Q5. 医療用マスクの適合を受けた製品は「医療用マスク」「サージカルマスク」どちらの表示でも良いですか？
(2022.7.12)

A: どちらの表示をしても良いです。

Q6. 洗濯後再使用できるマスクの申請時に添付する試験データは、洗濯前のデータで良いですか？
(2022.7.12)

A: 捕集効率、圧損、(その他機能)は洗濯後、ホルム、アゾ、蛍光は洗濯前の試験データを添付し申請してください。
(2022.7.12)

Q7. 捕集効率の品質基準を満たした場合の効果の標榜について、具体的にどのような標榜が可能ですか。
(2022.7.12)

A: JIS規格表示ガイドラインに沿った標榜が可能です。

Q8. 申請した商品が製造終了になった場合、申請の取り消し等手続きが必要でしょうか？ (2022.7.12)

A: 必要ありません。

Q9. 適合済マスクAの不織布と、適合済マスクBの耳ゴムを使ってマスクCを作る場合、安全衛生試験は省略しても良いですか？ (2022.7.12)

**A: マスクAの本体部以外の資材が異なる場合に該当します。
マスク製品で安全衛生試験を行ってください。（JIS T 9001解説書を参照）**

Q10.「通気」「安全衛生」試験の正式名称を記載しても良いですか？ (2022.7.12)

A: 記載しても良いです。

Q11. パッケージに記載の「販売者」と、申請者は同一でなくても良いですか？

(2022.7.12)

**A: 申請者はパッケージ表示の責任者でなくてはなりません。
申請者は最終商品に責任を持ち、消費者対応が可能な法人とします。**

Q12. 複数の適合済商品で共通資材である耳ゴムの調達先を変更する場合、安全衛生試験は耳ゴム単体で行っても良いですか？ (2022.7.12)

A: 代表商品のマスク製品で安全性試験を行い、関連商品は同等であるとみなします。

Q13. 複数の適合済商品で共通資材であるマスク本体部不織布の調達先を変更する場合、安全衛生試験は該当する不織布単体で行っても良いですか？

(2022.7.12)

A: 代表商品のマスク製品で安全性試験を行い、関連商品は同等であるとみなします。

Q14. N95などのJIS T9002の審査はいつからでしょうか？

(2026.7.1)

A: 全国マスク工業会会員かどうかにかかわらず申請可能です。

なおN95の認証番号がすでにあるマスク、DS2の検定合格番号があるものが原則、審査のベースとなります。ないものは、どちらかの認証を先に取得してください。

Q15. 今までパッケージに99%カットフィルタと記載していたが今後も表示可能ですか？ また99%でなくても「数字%」を表示してもよいですか。 (2022.7.12)

A-1: 一般用マスク、医療用マスクでは、99%などの捕集性能は、単独では書けません。

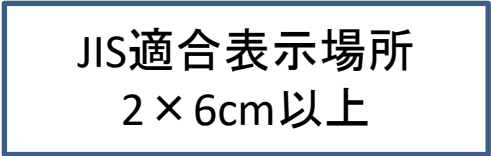
JIS適合品には、適合を示すフォーマットに従い記載することとなり、一般用マスクでは、その中に実測値に限り整数で表示することができます。それ以外は不可です。

A-2: 99%を代表として測定結果の「数字%」をJIS適合表示フォーマット以外には書けません。

Q16. JIS適合フォーマットのロゴはどのように入手できますか？ (2022.7.12)

A: aiデータとして、適合通知を受領した後、事務局からお送りします。
適合審査に提出する際のあたり付けとして必要な場合は、アタリ付けを意味する長方形(単に枠だけでよい)の囲みを記載し、JIS適合表示場所、と書いて提出してください。(右図例示)

なお長方形のサイズは2×6cm
が最低です。2:6の比率で拡大して
ください。



JIS適合表示場所
2×6cm以上

なお今後のフォーマットには右下か右下横に®が入ります。®表示はスペースとして可能であればお願いします。

Q17. 縫い糸で蛍光反応があった場合の解釈と対応 (2023.2.3)

A: 原則、蛍光の規格適合となるようお願いします。
(即時の変更も難しいことから、猶予期間2年間とします。)
(JIS適合審査があってもなくても対応されることをお勧めします。
罰則などはありません。)

Q18-1. 医療用マスクについて:花粉捕集効率試験結果を表示して、一般店頭やWEBで販売しても良いですか?
(2022.7.12)

**A: 花粉は医療用の対象ではないので表示できません。
記載する場合は、一般用マスクのJISを取得してください。**

Q18-2. 医療用マスクの用途として ホコリ、花粉用として記載してもよいですか。

**A: 医療用は、Q18-1 と同じく医療用の対象ではないので記載できません。
例えばそれに変えて「微小粒子用」としては記載できます。**

Q19. パッケージ表示にASTM F2100の規格表示をすることについて (2026.7.1)

A: JISに医療用マスクの規格が制定されましたのでASTM F2100 の併記はできません。
なお医療用マスクのJIS適合審査を受けない場合でも、使用の現場で混乱をきたすことから併記は遠慮いただいています。

なお輸出用の医療用マスクについてはご相談ください。

Q20. JIS適合フォーマットをシールで貼ってもよいでしょうか。 (2022.7.12)

A: シールなどの方法で、JIS適合フォーマットのみや適合番号のみを表示することはできません。他の表記事項と一体となった表示としてください。

Q21. 医療機関などへの納品形態として大箱入りを採用している場合、箱の中に適合フォーマットを印刷した「添付書面」を同梱してもよいでしょうか。

(2022.7.12)

A: 同梱は不可です。

大箱(外装となる箱しかない場合)には、適合表示のフォーマットでの表示が原則、必要です。ただし適合表示する条件は、パッケージ印刷と同様の扱いとなります。
添付書面を外装に貼ることで表示の代用とはなりません。

Q22. KN95, KF94など中国、韓国で認証を取っているマスクの審査も可能ですか？

(2022.7.12)

A: KN95, KF94など認証番号がすでにあるマスクを一般用マスク、医療用マスクとして販売するためにJIS T9001適合審査を受けることは可能です。
ただし、審査基準は、JISに従いますので試験等各項目が達成していることが必要です。KN95, KF94は試験方法が違いますので、新たな試験が必要です。
なおマスク本体への印字、刻印があるものは対象外となります。
またKN95, KF94の認証取得の表示も不可です。

Q23. 欧州のCEマークなどと併記は可能ですか？

(2022.7.12)

A: 輸出品であるパッケージの場合に限り、CEマークの取得証明を提出することによって併記可能です。
また併記する場合は、輸出先の規制にもとづく表示方法のみとなり、強調するなどの変更がされているものは対象外となります。

Q24. 適合表示フォーマットの広告利用

(2022.7.12)

A: 適合表示をTV-CM、店頭販促物やWEB販売での商品説明のため表示することは可能ですが、下記、禁止事項にご注意ください。

【禁止表現】

- ・「JIS認証品」に類する文言
- ・「JIS合格」に類する文言
- ・〇〇認証 に類する文言
- ・JIS相当、JIS T9001相当など、「相当」に類する文言を利用する
- ・JIS適合審査済みの製品と、非適合または未審査の製品を羅列することで、あたかも全製品が適合しているように表現する

※なおJIS適合審査済み、JIS適合審査にてクラス1に適合と審査されました、など強調しない表現で記載することは可能です。
過度な強調表現、ことさら強調する表現は文章もふくめて不可です。

Q25 医療用マスクには、なぜ実測値を記載できないのですか。 (2022.7.12)

A: JISで医療用マスクには、医療従事者が医療の現場で分かりやすく判別するためにクラス分類がされています。当会が運用する適合審査の結果を表すもの、とした表示フォーマットは、これを受けてクラス別とし、クラスごとの区分が分かるよう規格数値を記載しています。そのため、医療用マスクでは、該当のクラスが分かるため個別の数値は、記載しない、となっています。

Q26 一般店頭やWEBで一般消費者にむけて販売する医療用マスクについて。 (2022.7.12)

A: 一般店頭で医療用マスクを標ぼうして販売する際は、販売する場所が医療機関、一般流通のいずれであってもJISの「医療用」に規格適合していることが必要です。これは景表法観点から優良誤認を防止するためでもあります。

制定されたJISには、「医療用マスク、サージカルマスク」の規格がありますので、医療用マスク、サージカルマスクと標ぼうするからには、JISの医療用に適合していることが必要という判断からです。これは本会の運用する適合審査での基準です。

Q 27 申請書について

(2022.7.12)

-Q-1 複数商品を申請する予定で、パッケージ毎に申請しますが報告書(試験データ)は共通です。この場合、パッケージごとに報告書を添付しますか？

-A-1 同時申請の場合のみ、パッケージ毎に報告書の添付は不要です。但し、申請書などに報告書が共通している旨を記載し、ご提出ください。

(同時申請ではない場合、都度、報告書を添付してください。)

-Q-2 同一商品のマスクですが一般用マスクと医療用マスクを同時に申請できますか？

-A-2 できません。それぞれ別商品として申請(審査)してください。

-Q-3 提出する報告書(試験データ)はコピーでも大丈夫ですか？
パッケージの版下は白黒コピーでも大丈夫ですか？

-A-3 コピーで受理します。(カラー、白黒コピー共に受理します。)

但し、展開色がある場合、色名が分かるように記載してご提出下さい。

パッケージがカラーの場合はカラーで、白黒の場合は白黒と明記してください。

-Q-4 パッケージのデザインが完成していません。作成途中のパッケージですが、このまま申請できますか？申請書類をPDFファイルにてメール送信で受付してもらえますか？

-A-4 メールで受理できません。表示部分が確定したパッケージデザインでご提出ください。

Q 28 試験データについて

(2026.7.10)

-Q-1 JIS適合審査に必要な試験報告書(試験データ)の有効期限はありますか？

-A-1 試験報告書(データ)の有効期限は、各試験報告書においてJIST9001 マスクの試験ガイドラインで設定した有効期間が超過した場合、原則として最長5年です(JIS適合審査運用上の細則です。)

ただし、その期間において製品の機能・品質が継続して維持されているかの管理・担保は、申請者(メーカー)様の責任となります。なお、5年以内であっても品質や性能に影響を及ぼす可能性がある仕様変更の場合や、規格改正などがあつた際には、最新のデータを提出していただく必要がありますのでご注意ください。有効期限の有無に関わらず、常に品質が維持されていることを各社の品質管理体制のもとで担保のうえご申請ください。(関連の参照QA : Q28-Q7)

-Q-2 最初の適合番号を受け取った後、「アイテム追加の場合の追加申請」、
「パッケージデザインの変更」の場合の手続き

-A-2 「追加申請」「追加変更申請」となり、JIS適合審査を受けることが必要です。

A-1に加えて、耳ひもなどが変更されている場合はその部材の新たな安全性試験は必要となります。

・同じ商品名でもリニューアルによるスペック変更がある場合は、新たな申請あるいは変更申請となります。

Q 28 試験データについて

(2024.9.2)

-Q-3 社名を変更しました。旧社名の報告書(試験データ)でも申請できますか？

-A-3 申請可能です

-Q-4 試験データは、JIST9001規定の製品試験ではなく、生地試験でも大丈夫ですか？

-A-4 原則、JIS通りに製品試験となります。但し、JISに記載の通り、物理的に製品で試験ができない(立体マスク、子供用マスクなど)場合は、製品と同等の状態にした生地での試験となります。

-Q-5 安全衛生項目(遊離ホルムアルデヒド、特定アゾ色素、蛍光)について、各色・各柄の報告書(試験データ)が必要ですか？

-A-5 必要です。申請者がそれぞれ実施してください。

-Q-6 人工血液バリア性のクラス分類(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)は、どのように選びますか？

-A-6 製造される商品スペック(性能)で申請者が選びます。

Q 28 JIS適合審査に必要な試験データについて

(2026.7.10)

-Q-7 JIS適合番号の発行を受けた際に提出した各種試験報告書の発行日が2年以上経過した場合、新たに試験を実施する必要がありますか。

-A-7 JIS適合番号取得時に提出した試験報告書が発行日から2年以上たった場合申請者自ら試験を実施し、JIS適合審査事務局から提出要請があった場合、2週間以内に提出できるように社内保管してください。

なお上記の場合①一般用マスク、医療用マスクでの捕集効率試験は、PFE試験を必須とし、PFE試験でJIS適合表示との数値の差があった場合は、BFE,VFE試験をお願いします。

※「花粉のみ捕集」を標ぼうするマスクは、花粉粒子捕集試験を実施して下さい。

②安全衛生項目、通気性試験：

捕集性能の標ぼうに関わらずすべてのマスクが該当します。

③提出：審査事務局から要請が無い限り、提出の必要はありません。

-A-7-2 なお定期的なJIS適合表示製品の市場からの試買調査を実施しておりその調査結果として、捕集性能の確認が必要となった場合、JIS適合審査事務局から上記A-7該当の項目による提出をお願いさせて頂く場合があります。

Q 29 結果通知について

(2022.7.12)

-Q-1 マスク表示審査結果通知書が届き、不適合でした。不適合内容を修正しパッケージを作り直しましたが再申請は必要ですか？

-A-1 再申請が必要です。適合していることが確認できれば、適合番号が発行されます。

-Q-2 申請後、パッケージ内容や試験データなどに不適合があった場合、途中経過の連絡はできますか？

-A-2 申請提出後、審査の途中経過のご連絡できません。また、申請前に申請者にて確認をしてください。

Q30 審査請求書

(2022.7.12)

審査請求書は、どこから、いつ送られてきますか。

A 請求書は、申請内容に該当する試験項目確認が終了した時点で、カケンテストセンター名古屋ラボから申請者宛に送付されます。

表示審査などを経て、入金確認後に適合番号発行されます。

Q31 JIS適合に関するパッケージ表示

(2022.7.12)

-Q-1. 医療用マスクの場合

- ①パッケージ表面に「クラス I」「Class I」など適合している旨の表示をすること
 - ②パッケージ表面に「JIS T9001クラス I 適合」「JIS T9001 Class I 適合」と表示すること
- A パッケージ表示において、JIS適合表示フォーマット以外でJIS適合について表示することや強調することはできません。①、②を表示することは、不可です。

-Q-2. 一般用マスクの場合

(2022.7.12)

- ①パッケージ表面に「JIS T9001適合」「JIS 適合」などを表示すること
- ②上記の文章をアテンション的に強調表示すること

-A パッケージ表示において、JIS適合表示フォーマット以外でJIS適合について表示することはできません。①、②を表示することは、不可です。

ただし、医療用、一般用ともに、別途掲載している「[JIS適合である旨を商品パッケージに表示する場合のガイドライン](#)」にもとづいて表示することは可能です。

なおパッケージではなく、WEBなどでの告知方法に限り、単純に記載することは可能です。
過度な強調表現、ことさら強調する表現は文章もふくめて不可です。

Q32 「認証」と書いてよいでしょうか。

(2023.2.3)

A 「認証」の単語は使用してはいけません。

・JIS T9001 認証、JIS認証品など使用不可です。

Q33 「99%カットフィルタ」など「数字%」を パッケージに書いてよいですか。

(2023.2.3)

A 以下、Q15 A-2 と同文です。

「99%」を代表として 測定結果の「数字%」をJIS適合表示フォーマット以外の場所に記載する事はできません。

Q34 医療用マスクの用途として ホコリ、花粉用として記載してもよいですか。

(2023.2.3)

A 医療用は、記載できません。 以下、Q18-2と同文です。

花粉は医療用の対象ではないので表示できません。記載する場合は、一般用マスクのJISを取得してください

例えば「微小粒子用」としては記載できます。

Q35 WEB販売、自社ホームページに JIS適合審査結果の通知書を掲示してよいですか？
(2022.7.12)

A 不可です。掲示できません。

Q36 WEB販売や自社ホームページに JIS審査の通知書を掲示してよいですか。また試験報告書を掲示してもよいですか。
(2022.7.12)

A ①JIS適合審査の通知書を掲示する事はできません。

②試験報告書の掲示は、発行した試験機関の合意を得ることが必要です。

また商品と掲示書面が一致している事は必須条件です。

・掲示している商品が複数種類ある場合は、試験報告書がどの商品に該当するか、しっかりと明記する必要があります。

以上を理解のうえ、記載するように ご注意ください。

Q37 JIS適合審査に合格しましたが、印刷したパッケージの商品は、旧品在庫があるためまだ生産されていません。(あるいは印刷はしていません) ホームページでは、旧品のデザインの商品を掲載し、JIS適合表示フォーマットを掲示して適合品としてよいですか。

(2022.7.12)

A 旧デザインの商品が掲載されている場合は、「適合品」と表示できません。「JIS適合表示フォーマット」や、「JIS適合品」といった表示はできません。

※JIS適合表示がされている商品と表示されていないがマスク本体は同一の商品をWEB等で販売する場合は、次のQ39 で確認して下さい。

Q38 WEB販売において、JIS適合審査に合格した商品を販売するにあたり、JIS適合審査合格品としてJIS適合フォーマットを利用して商品の解説をWEBサイトで表示して販売したい場合、JISに適合していると判断されたデザイン及びマスクのスペックは同じながらJIS適合表示が印刷されていない商品をWEB販売サイトに掲示して、販売すること。

(2022.7.12)

A 販売は、不可です。

①JIS適合の表示がされているデザインの商品が、WEBに表示されていることが必要です。

Q38 Aの通り、旧デザインの商品が掲載されている場合は、「JIS適合品」と表示してはいけません。

②JIS適合審査に「申請中」、「出願中」、など 申請を提出しただけの告知も不可です。

Q39 ホームページやリリースでJIS適合審査の告知をする場合、JIS適合フォーマットがパッケージに印刷されていない旧品(在庫品)について、「適合品と同等」「適合品と同じ」「適合品と変わらない」などの表現をしてもよいでしょうか。

(2022.7.12)

A 「適合品と同等・同じ・変わりはない」「従来品も規格を満たしている」は、いずれの場合においても標ぼうしないでください。

下記に例示した文章のどちらかで表現するようにしてください。

案文1: JIS適合表示した改訂品(新パッケージ品)は従来品のマスクと仕様・品質に変更はございません。

案文2: JIS適合表示した改訂品(新パッケージ品)の従来品との違いはJIS適合表示フォーマットの有無とその記載に伴う文言の修正のみです

なおこれらの文章では、『適合品』という文言は、使用しないようお願いいたします。

※JIS適合審査にて医療用クラス1に適合と審査されました、など文章として強調しない表現で記載することは可能です。

過度な強調表現、ことさら強調する表現は文章もふくめて不可です。

Q40 JIS適合表示フォーマットの印刷など表示色

(2023.4.5)

A-1 JIS適合表示フォーマットの印字は、黒色です。下地は、白、です。

ただし、パッケージ全体の印字色が1色の場合は、適合表示フォーマットの印字色も同色で可(ただし誇張表現とみなされるような色は不可)。

また、下地色を使用しない場合(箱やフィルムの素材そのものの色)は、印字色の印刷のみで可とする。なお下地色を使用しない場合でも過度な色合いの場合などは、これらの例外規定には該当しない。そのためこの事例に該当する場合は、申請時に、下地の色がわかる現物素材を提出のこと。

A-2 すでにJIS適合表示をしている、あるいはJIS適合番号を取得している商品で上記A-1を適用したい場合は、改めて申請する必要があります。

Q41 JIS適合表示フォーマットの印刷についてご注意

(2023.4.5)

A JIS適合表示フォーマットのaiデータは、適合通知の際にお送りいたします。JIS申請の手引きなど解説している資料にあるJIS適合表示は、あくまで事例紹介としてのサンプルデザインですので、審査通知がありましたら添付されているaiデータを必ず使用するようになしてください。

Q42 捕集性能以外の各種機能比較の表示・表現について他社製品と比較した表示、表現は不可ですが、第三者機関のエビデンスがある場合は表示、表現が可能ですか？

(2024.9.2)

A-1 エビデンスがあっても他社品との比較は不可です。

但し、自社製品との比較について表示、表現する場合は、隣接する場所に「当社製品比」と読みやすいフォントなどで記載することに限り可、とします。

なお問い合わせがあったときに速やかに第三者機関でのデータにより証明できること、申請者が責任もって回答できることが必要です。

(例) 低刺激、肌にやさしい、息がしやすい、など

A-2 アンケート調査として、社内等或いは自社主導による第三者に依頼にてヒヤリング調査をした結果や口コミは、エビデンスとはなりませんので、不可とします。

但し、特別な理由がある場合は、理由書と共に申請すること。

審査後の判定内容については、従うようにしてください。

(例) ○○UP、耳が痛くなりにくい、メガネが曇りにくい、など

Q43 JIS適合表示フォーマットの使用についての注意事項 (2023.2.3)

A JIS適合表示フォーマットは、審査結果通知として送付されるフォーマットを使用すること、及び発行された適合番号を記載することに限り利用できます。

Q44 JIS適合表示フォーマットを使用せず模して表示、使用することは不可です。

(2023.2.3)

A JIS適合表示フォーマットを自作してJIS規格に適合していることを表示する事、正しく適合番号を表示せずに空白として表示するなどの行為は、JIS適合番号を所有していても偽物などと消費者に混乱を招きますので不可です。

Q45 JIS適合番号を受けていないのにJIS適合表示を模して規格適合性を表示することはおやめください。 (2023.2.3)

A JIS適合審査を受けていないのにJIS適合フォーマットを模して性能表示などの行為は、不競法による誤認品質惹起行為や商標侵害等になりますのでご注意。

Q46 消臭・防臭性能を標ぼうする場合の試験

(2023.2.3)

A マスクで、消臭・防臭を標ぼうする場合は、口臭を主体としたニオイを対象とすることから、最低下記の対象物質の測定結果を必要とします。

- ・メチルメルカプタン

- ・硫化水素

なお抗菌防臭の認証マークがあっても上記試験データが必要です。

Q47 環境に関する素材の使用などによる表示、標ぼうについて

(2023.2.3)

A 別途掲示する「環境に関する表示、標ぼうのガイドライン」を参照してください。

Q48 接触冷感に関する表示、標ぼうについて

(2023.2.3)

A 別途掲示する「接触冷感に関する表示、標ぼうについての注意」を参照してください。

**Q49 マスクは感染(侵入)を完全に防ぐものではありません。
の表示についての注意**

(2023.2.3)

A この文章は、

- ・パッケージの前面に当たる部分の下部に記載する事を基本とします。
- ・他の文章と一連で表示しないでください。
- ・上下の文章と接していないよう、できれば1行あけて記載してください。
- ・フォントは、8ポイント以上です。

Q50 日本製を表示、標ぼうする場合の審査について

(2023.2.3)

A 日本製は、生産工場など日本製を証明するものがが必要です。

日本メーカーから製品供給を得ている場合は、工場名を、自社生産の場合は、工場所在地と稼働中の動画などとなります。

記載した住所の近隣の購入者から、記載住所には工場はない、と通知が来ることがあります。

Q51 品質関係表示(枠内表示)と注意書きの表示位置

(2023.7.5)

- A 「JIS T9001 に関する医療用マスク・一般用マスクの表示・広告 ガイドライン 5. その他最終製品の容器・被包に表示すべき事項」に規定する品質関係表示(枠内表示)と注意書きの表示は、店頭陳列やWeb掲示時に底面にあたる部分には記載しないこと。
- 但し、パッケージ形状やデザインなどにより、正面・側面や天面などに記載できない特別な理由がある場合は、理由書を添えて申請すること。
- また、底面が特定できない場合も同様に申請時に記載してください。
- 審査後の判定内容については、従うようにしてください。

Q52 既存のJIS 適合番号を変更しない追加・変更申請について

(2024.9.2)

Q すでにJIS適合番号を取得しているマスクのアイテム追加の場合

A-1 下記の場合、同一番号が可能です。

捕集・圧力損失・血液バリア性など機能変更のない場合、下記2条件が必要。

- ・入り数追加・変更、色追加、耳ひも変更である場合

かつ

- ・パッケージの記載内容が、前述の部分の記載変更以外、先願の適合済み製品と変っていないこと

上記2条件に合致しない場合、新規の適合番号となります。

A-2 耳ひも変更などでパッケージの訴求内容が変わる場合

- ・新規番号での審査となります。

A-3 A1, A2において新規審査の場合に必要な各種試験報告書の提出について
新規審査となる場合は、その変更項目により新たに試験報告書が必要です。
なお先願の同一マスク審査で提出した試験結果を代用できる場合もあります。

Q53 試験結果がJIS T9001規格値内ギリギリにある場合の対応について (2026.7.1)

Q 捕集性能や安全衛生項目の測定結果が規格値限界にある場合の対応

例: 圧力損失(通気抵抗) 59.8、PFE 95.0、など

A JIS T9001や試験ガイドラインに規定する試験検体数すべての試験結果を提出してください。 **平均値のみの試験報告書は採用できません。**
試験結果に1点でもJIS規格値を満たしていない場合は、不適合となります。

(1) 事例: 最小検体数

- ・捕集性能 : PFE5枚、BFE 3枚、VFE3枚、花粉3枚
- ・圧力損失(通気抵抗) : 5枚
- ・遊離ホルムアルデヒド・特定アゾ化合物: 著しく高い数値の場合
(例: 規格上限－5%程度)は再試験を依頼する場合があります。

(2) 判定

試験ガイドラインあるいは、JIS T9001記載の試験に供する検体数にて試験した結果のすべての数値が規格内である場合を適合と判定します。

(1つでも規格外の場合は、不適合となります。)

Q54 試験報告書に関連する注意事項

2026.7.10

-Q-1 海外の試験機関で実施した試験報告書は有効ですか。

A 海外の試験機関での報告書は原則、審査に供する事はできません。
但し予め認定試験機関として確認された試験機関の場合は可能です。
なおJIS T9001, 9002に規定されている試験項目以外の付加機能の
試験項目もこちらの規定に該当します。

-Q-2 資材単体での試験結果は、同一証明や使用していることの証明を添付
していれば審査申請として採用可能ですか。

A 同一証明があっても採用できません。
原則としてマスク本体から採取した資料での測定が必要ですので資材
単体での試験結果は採用できません。

-Q-3 試験報告書に記載された試験の申請者(依頼者)が、申請者と同一ではない場合、
或いは、試験項目毎に試験の申請者が違う場合

A-1 原則、同一証明書の添付だけでは申請者が違う試験報告書は審査に採用できません。
下記、条件が適用となります。

※この規程の適用は2026年8月発行の試験報告書から適用させていただきます。

A-2 JISの試験項目の内、捕集試験(PFE,BFE,VFE,花粉)と圧力損失試験の試験報告書
は同じ申請者である事。

その他の試験項目は、採用可能ですが、前述のQ54-1、-2も適用です。

ただしその他の試験項目それぞれの申請者や試験時期が違う場合は採用できない
ことがあります。

A-3 OEM製品の場合、マスク製造メーカーが試験の申請を行うことがあります。

この場合、試験報告書には、申請者であるマスク製造メーカーの名前が記載される
のが一般的ですが、OEM供給する相手先会社名が併記された報告書は審査に
採用可能です。

制定	2021年	6月	21日
改定	2021年	7月	2日
	2021年	9月	6日
	2021年	10月	13日
	2021年	12月	28日
	2022年	2月	16日
	2022年	7月	12日
	2022年	12月	21日
	2023年	2月	3日
	2023年	4月	5日
	2023年	7月	25日
	2024年	9月	2日
	2026年	7月	10日

索引

1. 申請手続き・審査・結果通知に関する事項

- Q2. 同じ製品で2種以上の規格を取得
- Q3. 審査と試験は別機関
- Q4. 申請後の試験
- Q8. 申請した商品の製造終了
- Q11. 販売者と申請者と責任者
- Q 27. 申請書
- Q 29. 結果通知
- Q30. 審査請求書
- Q52. 既存のJIS 適合番号を変更しない追加・変更申請

2. 試験データ・試験報告書に関する事項

- Q6. 洗濯後再使用できる試験
- Q9. 適合済商品の材料の変更と共有
- Q12. 複数の適合済商品の耳ゴム資材の試験
- Q13. 複数の適合済商品のマスク本体部不織布の試験
- Q17. 縫い糸の蛍光反応
- Q28. 試験報告書の扱い範囲や有効期限・追加申請・社名変更など
- Q46. 消臭・防臭性能を標ぼうする場合
- Q53. 試験結果がJIS T9001規格値限界にある場合
- Q54. 試験報告書に関連する注意事項

3. 表示・広告・WEB掲載に関する事項

- Q1. 機能併記
- Q5. 医療用マスクの表示名称
- Q7. 効果の標榜
- Q10. 試験の正式名称の記載
- Q15. 捕集性能(99%カットフィルタなど)の表示
- Q18. 花粉捕集性能などの表示
- Q19. ASTM F2100の規格表示
- Q23. CEマークなどとの併記
- Q24. 適合表示フォーマットの広告利用
- Q25. 実測値の記載
- Q26. 一般店頭やWEBで一般消費者にむけて販売する医療用マスク

Q31. JIS適合に関する表示

- Q32. 「認証」単語は使用
- Q33. 測定結果の「数字%」表示
- Q34. 医療用マスクの用途にホコリ・花粉用
- Q35. WEB販売や自社ホームページに JIS適合審査結果の通知書掲示
- Q36. WEB販売や自社ホームページに JIS審査の通知書と試験報告書の掲示
- Q37. JIS適合審査に適合する前の旧品在庫の扱い
- Q38. JIS適合審査に適合した商品でJIS適合表示が無い、「申請中」などの表示

Q39. JIS適合の表示のない「適合品と同等」などの表示

- Q42. 比較表示や表現
- Q47. 環境関係の表示・標ぼう
- Q48. 接触冷感に関する表示・標ぼう
- Q49. 「マスクは感染(侵入)を完全に防ぐものではありません」の表示
- Q50. 日本製を表示、標ぼうする場合の審査
- Q51. 品質関係表示(枠内表示)と注意書きの表示位置

4. JIS適合表示フォーマット・ロゴに関する事項

- Q16. JIS適合フォーマットのロゴの入手
- Q20. JIS適合フォーマットのシール貼り
- Q21. 梱包に表示
- Q40. JIS適合表示フォーマットの印刷表示色
- Q41. JIS適合表示フォーマットの確認事項
- Q43. JIS適合表示フォーマットの使用注意事項
- Q44. JIS適合表示フォーマットを使用しない摸表示
- Q45. JIS適合表示を模した規格適合性の表示

5. その他の規格・海外認証に関する事項

- Q14. N95などのJIS T9002の審査
- Q22. KN95, KF94など中国、韓国で認証を取っているマスクの審査と表示